

# 工事成績評定に係る説明請求の手続について

## 第1 対象工事

原則として、1件の契約金額が130万円以上の建設工事。

## 第2 説明請求

### 1 説明請求ができる者

工事成績評定結果（以下「評定結果」という。）の通知を受領した者で、評定結果に対して疑問又は不服がある者は、評定結果の通知をした者（以下「通知をした者」という）に対して説明を求めることができる。

### 2 説明請求の方法

説明の請求は、評定結果の通知を受けた日から14日（休日を含む）以内に、書面（様式第5号）により、通知をした者に対して行うことができるものとする。

### 3 説明請求への回答

説明の請求があった場合は、通知をした者は説明を請求することができる最終日の翌日から起算して14日（閉庁日を含まない）以内に回答書（様式第6号）により回答するものとする。

ただし、説明請求件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難、その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延期できるものとする。

### 4 説明請求の却下

通知をした者は、説明請求期間の経過、その他客観的かつ明白に請求の適格を欠くと認められるときは、その請求を却下することができるものとする。

### 5 説明請求についての教示

通知をした者は、説明請求ができる旨の教示を評定結果の通知書において行うものとする。

### 6 苦情処理手続に係る明示

上記、第2の内1から3に係る手続については、評定結果の通知書において明示するものとする。